

6 災害により受贈財産に被害を受けた場合

(1) 課税価格の計算の特例（建物・家庭用財産・自動車等の特例）

贈与税の申告期限前に、贈与を受けた財産が災害により被害を受けた場合で、次の表のいずれかに該当するときは、贈与税額の計算におけるその財産の価額は、被害を受けた部分の価額を控除した価額とすることができます。

1	贈与税の課税価格の計算の基礎となった財産の価額のうち被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。
2	贈与税の課税価格の計算の基礎となった動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木（以下「動産等」といいます。）の価額のうちその動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が10分の1以上であること。

(2) 課税価格の計算の特例（特定土地等・特定株式等の特例）

平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した特定土地等又は特定株式等（平成23年3月11日において所有していたものに限り、）の価額は、その取得の時の時価によらず、「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」によることができます。

- (注) 1 「特定土地等」とは、東日本大震災により相当な被害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（以下「指定地域」といいます。）内にある土地等をいいます。
- 2 「特定株式等」とは、指定地域内にある一定の動産及び不動産等の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等（上場株式等を除きます。）をいいます。
- 3 「指定地域」及び「震災の発生直後の価額（震災後を基準とした価額）」については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

【参考】東日本大震災の発生日以後に贈与により取得した指定地域内にある土地等又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の評価

平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に贈与により取得した指定地域内にある土地等又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の価額は、原則として、上記(2)の評価方法に準じて評価することができます。

- (注) これらの財産の具体的な評価方法については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

(3) 「住宅取得等資金の贈与税の特例」に係る入居要件等の特例

この特例は、平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得した金銭について住宅取得等資金の贈与税の特例（住宅取得等資金の非課税制度及び相続時精算課税選択の特例をいいます。）を適用する（した）場合において、東日本大震災により特例の対象となる住宅が損壊し通常の修繕によっては原状回復が困難となったため入居できなくなった場合には、入居要件が免除されます。

イ 平成22年分

東日本大震災により特例の対象となる住宅の修繕が必要となるなど期限までに入居できなくなった場合には、入居期限が1年間延長されます。

ロ 平成23年分

東日本大震災により特例の対象となる住宅を期限までに取得できなくなった場合には、取得期限と入居期限が1年間延長されます。

- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、東日本大震災により被害を受けた方の申告・納税等に関する各種パンフレット、各種手続きに使用する様式等を掲載しています。このほか、東日本大震災への対応（各府省庁等の震災関連情報）については、首相官邸ホームページ【www.kantei.go.jp/saigai】をご覧ください。